

おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま
38-6880だより
～消費者被害のないまちをめざして～

▼令和4年（2022年）4月から成年年齢が18歳になります！

成年年齢が18歳になります！！

民法改正により、令和4年4月1日から大人になる年齢（成年年齢）が18歳になります。令和4年4月1日時点で18歳以上20歳未満の方は、その日に成年に達することになります。平成16年4月2日以降生まれの方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。



生年月日	成年となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年年齢の引き下げによる変更点の例（一部）

18歳（成年）のできること （例）	20歳にならないとできないこと （例）
<ul style="list-style-type: none"> ●親の同意なく契約ができる （携帯電話の契約、クレジットカードの契約、ローンを組む、アパートの賃貸契約など） ●婚姻可能年齢（男女とも18歳） ●公認会計士や司法書士、医師免許などの国家資格の取得 ●性同一性障害の性別変更請求など 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲酒 ●喫煙 ●競馬、競輪、競艇などの投票券等を買う ●中型自動車運転免許の取得 ●国民年金の被保険者資格など

必要な契約かよく考えて、契約を！



成年年齢の引き下げで懸念される消費者トラブル

民法は、「未成年者取消権」を定め、未成年者が親の同意なく契約した場合は、これを取り消すことができます。しかし、令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳からこの「未成年者取消権」を行使できなくなります。契約に関する知識や経験の少ない若者を狙う悪質業者もいます。今後、センター通信では、若者が陥りやすい消費者トラブルを特集します。



▼若者が陥りやすい消費者トラブル

転売ビジネスで稼げる！？

ネット広告やSNSの情報等での もうけ話にご注意！！



(消費者庁
イラスト集より)

副業やお小遣い稼ぎをしようと、転売ビジネスのノウハウ等を提供する事業者と契約したが、「ネット広告のように稼げなかった」「高額なサポート料を支払ったのに全くサポートがない」などの相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】



- 簡単に儲かるなどの広告や友人等からのうまい話をうのみにしないようにしましょう。
- 転売ビジネスに高額なサポート料等が必要と言われたら**要注意！**
- 「リスクなし」「必ず稼げる」というわけではありません。
- 禁止された転売にも注意しましょう。
- 不審に思った場合やトラブルになった場合は、

小松島市消費生活センター
☎0885-38-6880にご相談ください。

▼消費者豆知識

越境消費者センターをご存じですか？



(消費者庁
イラスト集より)

国民生活センター越境消費者センターとは、海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談窓口です。消費者と海外事業者との間のトラブルを解決するためのお手伝いをします。

たとえば、海外のショッピングサイトで商品を購入したが届かないなどの際に相談できます。

相談方法は越境消費者センターのウェブフォームやFAX (03-3443-8879) で受け付けています。

トラブルを避けるためには、次の注意点を確認しておきましょう。

海外のショッピングサイトを利用する際の注意点

●運営者の確認

運営会社の規模、サイトの運営期間などを調べ、安心できるか確認。

●商品についての確認

大幅に安い場合は、偽物やコピー商品ではないかなど慎重に。

●支払い方法の確認

カード情報の取扱いが安全かどうか確認。

●配送方法と配送までにかかる時間等

配送方法や配送時間、関税などあらかじめ確認。

●キャンセル・返品条件の確認

キャンセル・返品できるか確認。

★注意点において、不安や不明な時は直接運営会社や販売主等に確認しましょう。

▼イベント情報

どなたでもご参加いただけます。
ぜひお越しください！

★★★「くらしの講座」案内★★★

4/21(水)

10:00-11:30

市内の津波想定について

講師：小松島市危機管理課

DVDを見ながら

5/19(水)

10:00-11:30

避難のための身体づくり

百歳体操

(持参物：水分・タオル)

6/16(水)

10:00-11:30

避難場所確認について

講師：小松島市危機管理課

場所：小松島市総合福祉センター1階訓練室

対象：一般 無料

主催：プラチナライフクラブ

～お詫び～

毎年4月に恩山寺及び立江寺で「お遍路さんお接待・消費者被害防止キャンペーン」をしておりますが、今年はコロナウイルス感染予防のため、延期させていただきます。また日程が決まりましたら、紙面にてご連絡いたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

▼すべてのイベントについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、**中止**させていただくことがあります。

中止が決定した時点で、徳島新聞等に掲載させていただきます。ご不明な場合は、市民生活課 (☎32-2132) にお電話ください。

《小松島市民の方へ》 「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター募集中！

登録・お問い合わせは 小松島市市民生活課 ☎0885-32-2132 まで

